

第4回横浜市都市美対策審議会北仲通北部会 次 第

日 時 平成21年1月16日（金）
午後3時00分から午後5時00分まで

会 場 関内中央ビル10階大会議室

次 第

1 開 会

2 委員・関係者紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

- (1) 全体のデザイン調整状況について（報告）
- (2) B-3地区の建築計画について（審議）

5 閉 会

資 料

議事録：第3回横浜市都市美対策審議会北仲通北部会議事録

資 料：全体のデザイン調整状況について

B-3地区の建築計画について

第4回横浜市都市美対策審議会北仲通北部会委員名簿

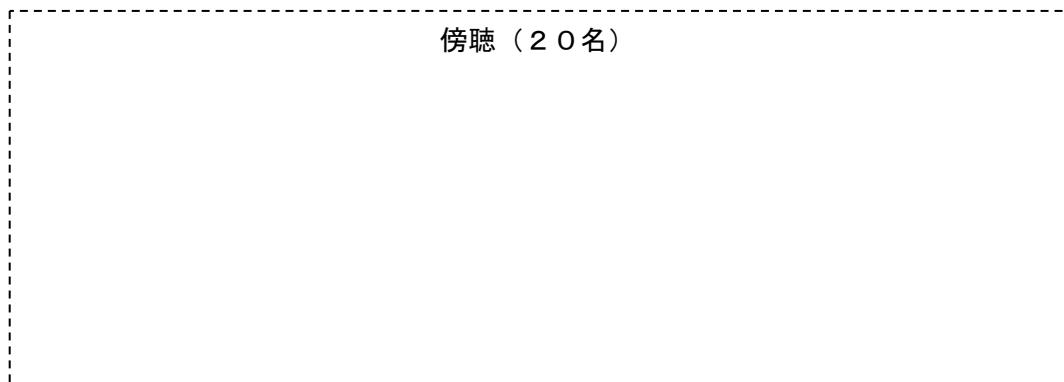
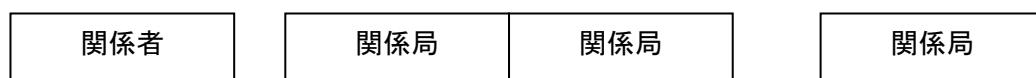
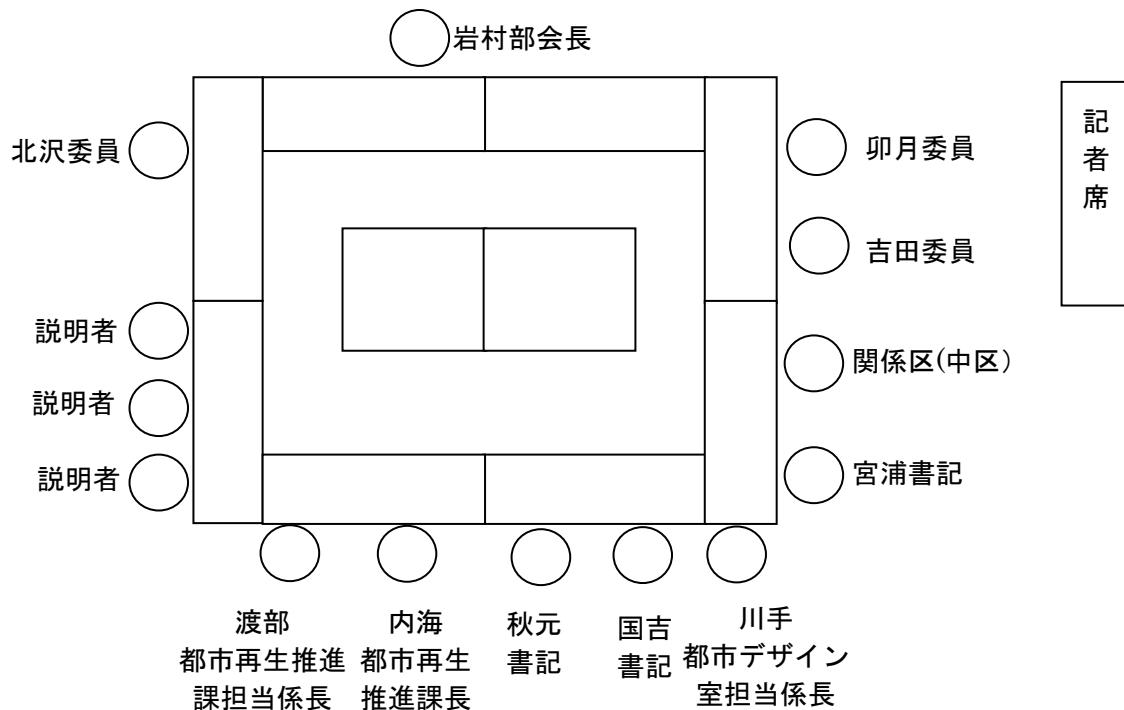
平成21年1月16日(金)開催

(五十音順 敬称略)

| | | 氏 名 | 現 職 等 |
|---|-------|-------|-----------------------------------|
| 1 | 委員 | 岩村 和夫 | 武藏工業大学環境情報学部教授 (環境デザイン) |
| 2 | 委員 | 卯月 盛夫 | 早稲田大学教授 (都市デザイン) |
| 3 | 委員 | 北沢 猛 | 東京大学大学院教授 横浜市参与 |
| 4 | 委員 | 吉田 鋼市 | 横浜国立大学大学院工学研究院教授 (建築史) |
| 5 | 関係課課長 | 内海 貴志 | 横浜市都市整備局都市再生推進課長 |
| 6 | 関係区課長 | 小沢 朗 | 横浜市中区区政推進課長 |
| 7 | 書記 | 宮浦 修司 | 横浜市都市整備局都市づくり部長 |
| 8 | 書記 | 国吉 直行 | 横浜市都市整備局上席調査役 エグゼクティブアーバンデザイナー |
| 9 | 書記 | 秋元 康幸 | 横浜市都市整備局都市デザイン室長 |

【第4回横浜市都市美対策審議会北仲通北部会座席表】

会場 関内中央ビル 10階大会議室



| | |
|----------|---|
| | 第3回 横浜市都市美対策審議会北仲通北部会議事録 |
| 議題 | 1 北仲通北地区先行街区計画案について（審議） ア 北仲通北地区（A地区、B3地区）計画案について（審議） イ 都市景観協議地区行為指針との対応状況について（審議） |
| 日時 | 平成20年3月21日（金） 9時から10時40分まで |
| 開催場所 | 横浜中法人会税経センター2F研修室 |
| 出席者（敬称略） | 委員：岩村和夫（部会長）、北沢猛、卯月盛夫、吉田鋼市 書記：国吉直行（都市整備局上席調査役）、秋元康幸（都市整備局都市デザイン室長） 関係者：北仲通北地区再開発協議会（3名）、守英雄（都市整備局都市再生推進課長） |
| 欠席者（敬称略） | 書記：立花誠（都市整備局都市づくり部長） 関係者：小沢朗（中区区政推進課長） |
| 開催形態 | 公開（傍聴者6名） |
| 決定事項 | 今回の議論をふまえ部会にて再度審議する。 |
| 議 事 | <p>資料1－1から資料1－5について北仲通北地区再開発協議会より説明。 資料2について事務局から説明。</p> <p>意見</p> <p>岩村委員：大和地所さんの計画についてご意見をお願いします。</p> <p>北沢委員：このような計画案を提示するときには、商業・住宅・オフィス等のボリュームなどフレームが分かる資料等を必ず添付して下さい。</p> <p>立面を見ると栄町線に面し、建物の線を揃えるということですが、橋を越えた大和地所さん側は1・2階が出っ張っているのですか。</p> <p>協議会：3階の基壇部より上の階が3mほどセットバックしています。</p> <p>北沢委員：基壇部がかなり通りに近く面しているのでバランスが欠けていると思います。</p> <p>また、中央広場については、駐車場の出入り口などがあり建物の裏になっている感じがあります。立面から見ると、店舗も向いている感じがせず、閉鎖的な空間になっています。</p> <p>分節というのは、分棟に近く2本の建物があるようにみえるのが基本的な意味です。真ん中にカーテンウォールを入れていますが、シンメトリーな一体の建物のように見え、逆効果になっています。</p> <p>コーニスもしっかりと通さなければデザインの意味が無くなってしまいます。</p> <p>色々な点で全体的なデザインをもう少し整理してもらう必要があると思います。</p> <p>卯月委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会での議論の内容を整理する必要があります。これまで議論してきたデザインガイドラインに基づき、協議会さんが内部で全体デザインの調整を行い、デザインガイドラインで決めきれない部分を議論するなどもう少しポイントを絞らなければ、我々は細かいことを質問することになってしまいます。 ・A1街区は45mという高さで決めているが、A3街区が31mで連なっており、高い建物の妻側が見えています。また、A1街区の公園との関係などを考えると、どうも取り合いが気になります。45mの高さでもいいのですが、何かデザインを調整する方法があるのでないでしょうか。A1街区とA3街区の境界での接続部分が、何の調整もしていないことが、この案では明らかにわかってしまいます。 ・北沢先生のおっしゃる分節化ですが、確かにファサードのデザインで分節化ということもありますが、A1街区とA3街区の分節化の考え方方が異なっていることが最も問題です。そのあたりを協議会さん内部のデザイン調整部会で調整して欲しいと思います。 <p>吉田委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万国橋ビルのことになるのですが、タイルの色しか配慮していない。ファサードの復元を含めてといつていたがそう言うレベルになってないと思います。B地区については細かな議論がこれからはじまると思うのですが、とにかく万国橋ビルについてどうするか決めていく必要があります。 <p>岩村委員：</p> <p>森ビルさんの計画についてお願いします。</p> <p>北沢委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この模型からでは分からぬのですが、超高層棟部分が分棟になっていると見えるのでしょうか。 ・それと、超高層棟の足下について、復元する壁がどういう状況になっているのか一度見せて欲しいと思 |

います。この模型の精度で超高層の議論をすることはまだできないと思います。

・A 1 街区と A 3 街区について、デザインガイドラインの文言で見ると同じなのですが、並べてみると全く違ったデザインになっており、その調整をどうやってきたのか。また、戻り住宅も平面で見ると同じテストなのですが、立面で見ると全く違ったデザインになっている。それぞれが、個別にガイドラインを読んできましたということであった、まとまって同じテストにしてきたとは言えないと思います。

卯月委員：

・4 棟の超高層棟の調和ということで考えると、高さの差から恐らく 1 棟と 3 棟というようなまとまりの調和を考えることになるのだと思いますが、それでも、1 棟と 3 棟のデザインの考え方の共通点は何なのか、そして、大和地所のビルのデザインが決まったので、残りの B 街区のタワーも同じデザインになるのか是非聞きたいと思っています。

岩村委員

・協議会の中でどういうプロセスで今日の資料をつくってきたのか。協議会として一つのまとまったデザインを提示したとはどうも読みません。超高層棟も 2 棟だけ個別に提示したのか、それとも 1 : 3 という考え方があるのか、その辺について、協議会さんでご説明をお願いします。

協議会：

・ご指摘の調整については、正直言うとあまり始まっていません。戻り住宅のデザインも協議会のデザイン調整部会で出てきたばかりであり、デザインガイドラインを踏まえてそれぞれが持ち寄っている段階です。今後はブランディングなどソフト面を含めて調整を行う途中段階にでもご説明の機会を持ちたいと思います。

・B 地区の高層棟については、正直まだ決まっていないという状況です。卯月先生のご指摘があった、1 対 3 というレベルには達していません。

北沢委員：

・協議会の中で全体の調整というのは是非やっていただきたいと思います。ガイドラインの文言からイメージするのはそれぞれ違うが、海側低層部分のガイドラインのモデルとしては、B 街区のものが私は最も近いと思っています。そう言う面で見ると森ビルさんの低層部はやや上下関係がわかりづらくなっていると思います。また大和地所さんの計画は、分節化されていないため、ボリューム感が実際は大きくなるだろうと思います。また、戻り住宅も凹凸感がなく、もう少し配慮した方がよいと思います。

・超高層棟についていと、大和地所さんの超高層棟の帝蚕倉庫のレンガの色はもう少し落とし、森ビルさんと同じ感じにした方がいい。

卯月委員：

・無理を承知で少し言えば、低層棟、高層棟のデザインコーディネーターが一人づついるということで調整して欲しい。難しい課題かも知れませんが、日本を代表する開発とするためにも是非挑戦して欲しい。

・低層棟については、いろいろと案が出ているようですが、超高層棟も前から言っているように 4 棟のハーモニーとのそれぞれの棟の質の高さを求めるといっています。森ビルさんの超高層棟については、質の高さとともにスリムに見せて欲しい。そう言う意味では、二つの棟にわかれているようなコンセプトをどうやってファサードの素材などで表現していくのか考えて欲しい。

また、残りの 3 棟についてもいいデザインとなるよう、超高層棟群をこうしようということを、できればコーディネーターをたててデザイン調整部会では是非やって欲しいと思います。

北沢委員：

・卯月先生の意見に賛成です。これは事業者にとってもメリットになると思います。別の場所で、開発の委員会をしていますが、この委員会では一人だけアーバンデザインを行う人をきめ、その人が全てを説明し、その人としか話さない様な運営をしている。そうしないと、各事業者個別の話になるからです。そういう運営も是非検討して欲しい。

岩村委員：吉田先生、先ほどの万国橋ビルの話をもう少し詳しく話して欲しい。

吉田委員：今の案では、ファサードのデザインについてタイルの色しか考えられていません。万国橋ビルをどうするかということが考えられていないと思います。

岩村委員：これまでの意見をまとめたいと思います。

・今回は、どういうプロセスで案を提示したかと言うことが問題になりました。協議会さんの中のデザイン調整部会で全体を調整するような努力をしっかりして欲しい。それが、結局は協議会さんのためになる

| | |
|------|--|
| | <p>ことでもあります。また、この再開発ではいろいろな緩和を適用している。そう言った意味でも是非努力をして欲しいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部と高層部のデザイン調整というのを分けると、高層部のデザイン調整は広域の景観にあたえる影響が大きい。この超高層部のデザイン調整はこれまで日本では行われておらず、是非日本を代表する例として欲しい。そうしないと、個別の事業計画毎に審議をすることになり、協議会としての機能が薄まってしまうことになります。 ・低層部のデザインについては、大和地所さんの建物がシンメトリーになり、分節化とは逆に一体化を表現していることになってしまっています。また、A1街区とA3街区との境界部で高さが違うために妻がはつきり見えるなど調整が必要だというご意見がありました。 ・B3地区については、万国橋ビルをどうするかということを踏まえて、一つのシナリオを考えることが必要だと思います。 ・森ビルさんの超高層建物の足下の復元についてはどういう形で復元するか、今後詳しく説明をお願いすることになると思います。 <p>事務局：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体としての調整の場については、協議会さんが設置することを聞いておりましたが、それがどう機能するかと言うことが問題なのかなと思います。 ・これまで、ガイドラインを各事業者が読み込めば、調和した案になると言う善意の解釈でしたが、実際案が出てくるとバラバラになてしまいうことが分かりました。また、海側の低層部で、ガイドラインの述べているところはB街区のイメージに近いということでしたが、実際の実施計画に落とすとばらばらになってしまい、その辺の調整方法を是非協議会さんに考えていただきたいと思っています。 ・また、計画を誰かが代表して話すと言ふことについても、協議会さんと検討していきます。 <p>事務局として今回の議論をまとめさせていただきます。</p> <p>次の様な意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体調整のプロセスについて、全体のコーディネーターをたてるなど協議会の方で検討をする。 ・分節化について、大和地所さんの海側の低層部の建物がシンメトリーになり逆に一体的な建物であることが強調されてしまっていること、また、デザイン的にもっと凹凸感を出した方がいい。 ・森ビルさんと大和地所さんの海側の高さの問題として、大和地所さん建物の妻側がみえるなど、全体としての調整をとるべきである。 ・大和地所さんの中央広場側が閉鎖的になっており、もっと賑わいなどを考えるべきだ。 ・森ビルさんの超高層棟の復元部分についてもう少し詳細に議論をする場を設けて欲しい。 ・URさんのビルでは、全体のシナリオを考えること、また、万国橋ビルの考え方をきめること ・超高層棟のデザインについて、全体の考え方をまとめてデザインの調整を行うべきであり、その際はコーディネーターをたてるなど検討すべきである。 ・大和地所さんのビルの色で、レンガの色を使うのは、ちょっと濃すぎるため、もう少し落とすべきである。 <p>今後の進め方についてですが、今後、地区計画や景観協議で正式に都市美審にお諮りする事になりますが、その前にもう一度このような場を設けたいと思っております。日程についてはまたのちほど調整させていただきます。</p> |
| 資料 | 1 第3回横浜市都市美対策審議会北仲通北部会資料（A4・一部A3、34ページ） |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の部会については別途調整する。 |

都市美対策審議会 北仲通北部会資料

<デザイン調整会議経過報告>

平成 21 年 1 月 16 日
北仲通北地区再開発協議会
※計画段階のものであり今後変更することがあります

北仲通北地区再開発協議会 デザイン調整会議の概要

1> 「デザイン調整会議」の設置趣旨及び検討目標

第3回横浜市都市美対策審議会（平成20年3月21日実施）において、「北仲通北地区デザインガイドライン」に対する事業者間での解釈の共有と、特に低層部に関する開発区域全体でのデザイン調整の必要性が指摘された。

これを受け、北仲通北地区再開発協議会に「デザイン調整会議」を設置し、関係事業者によるデザイン調整を通じ、ガイドラインの共有化、及び低層部に係る、より詳細なデザイン調整を図った。

2> 「デザイン調整会議」の組織図



3> 検討経緯

デザイン調整会議は、平成20年5月から8月にかけて4回開催した。

第1回デザイン調整会議 2008年4月28日（北仲ブリック）



■議題

- ・デザイン調整会議の趣旨確認、検討課題の確認
- ・デザインガイドライン解釈の共有化
- （A-1、A-3、B-3地区のファサードの分離化及三層構成等について）
- ・45m高さの中層建築物のデザイン検討
- （A-1、B-3地区の45m高さの中層建築物と周囲の31m建築物との関係）

第3回デザイン調整会議 2008年6月20日（北仲ブリック）



■議題

- ・45m高さの中層建築物の詳細検討
- （西側庁舎（旧横浜生糸検査所）及び万国橋ビルとの調和を考慮したB-3地区の平面・立面の検討）
- ・地区的重要な角地のあり方について
- （万国橋ビルの歴史維持の考え方の検討）

第2回デザイン調整会議 2008年5月16日（北仲ブリック）



■議題

- ・デザインガイドラインに基づくデザインの詳細検討
- （水際プロムナード沿い、万国橋通り沿い、栄本町通りのコンセプト整理）
- ・45m高さの中層建築物のデザイン詳細検討
- （地区の重要な角地としてのA-1地区のあり方について）

第4回デザイン調整会議 2008年8月29日（JR都市再生機構）



■議題

- ・45m高さの中層建築物の詳細検討
- （万国橋ビルとの調和を考慮したB-3地区の平面・立面の整理）
- ・地区的重要な角地のあり方について
- （万国橋ビルの歴史維持の考え方の比較検討）

※計画検討のものであり、今後変更することがあります。

低層部のデザイン方向性について

図解

- 歴史的なデザインを保有・歴史継承する部分
- 歴史的な要素を現代的に再解釈して表現する部分
- モダンな要素を中心構成する部分
- 地区の重要な角地であり、特色あるデザインによって、水際と都市街の切替えとなる部分
- 護岸の歴史性を継承する部分



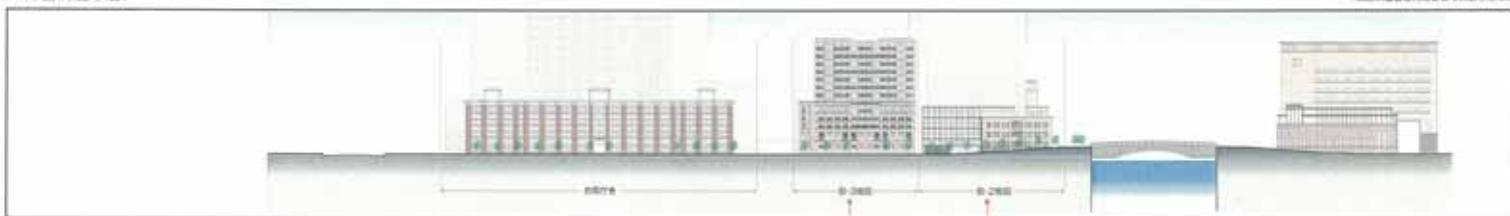
*計画指針のものであります。今後変更することがあります。

**■ 2009年1月16日 講座
デザイン調整後の全体立面図及び主な調整内容**

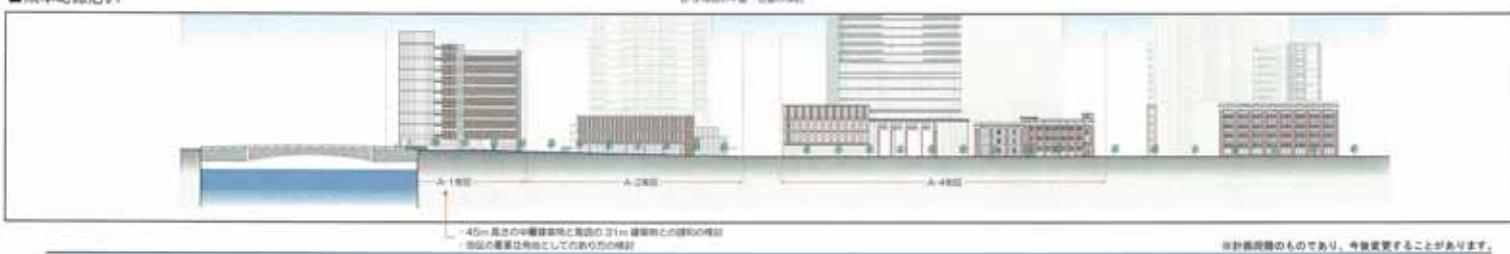
■ 水辺プロムナード沿い



■ 万国橋通り沿い



■ 栄本町線沿い



■水道プロムナード沿い
2006年3月21日 都市美対策協議会
全体立面図

■水道プロムナード沿い



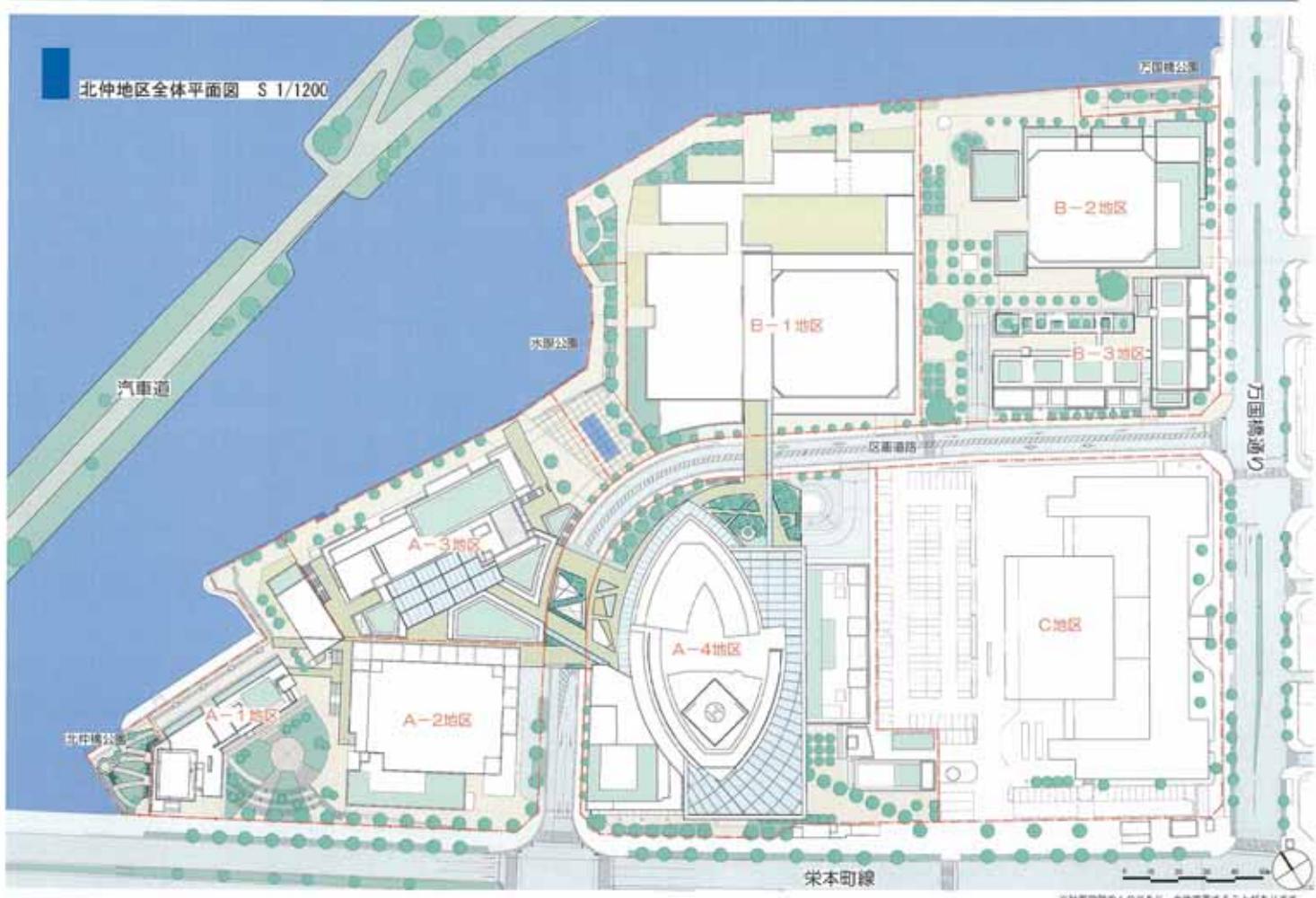
■万国橋通り沿い



■栄本町線沿い



※計画段階のものであり、今後変更することがあります。



都市美対策審議会 北仲通北部会資料

<B-3 地区>

2009年 1月16日
UR都市機構

B-2,3地区：街区構成図

北仲通
北地区

汽車通

水辺のプロムナード

対岸から見て魅力のある
水辺空間をつくる10
50
100

B-1タワー

B-2タワー

街区をつなぐ路地的な
魅力のある空間をつくる
<補助ネットワーク道路>視線と風が
抜けける
公開空地魅力的な
中庭空間をつくる

万国橋通

歴史性を継承し新たな街並の魅力をつくる

街角の表情
をつくる復元された
旧生糸検査所

海岸通

合同庁舎

A-3タワー

区画道路
<補助ネットワーク道路>

※現時点での図面であり、今後の検討により変更することがあります。 UIC都市機構

B-2,3地区：景観計画1

02

北仲通
北地区

地区の重要な角地であり、水際と都市側の切り替えるとなる部分であると同時に、万国橋ビル外壁の2面復元等により歴史風景を認める部分。

・万国橋ビルを独立させたため現代的なデザインとするなど工夫する部分

三層構成と他の分離により、ヒューマンスケールで
リズミカルなデザインを強調する部分

万国橋公園側の外壁は公園に対してよりオープンに見えるなど工夫する。

広場とのつながりに配慮し、単調にならないよう注意する部分

広場の景観に配慮する部分

広場および中庭とのつながりに配慮し、
単調にならないよう注意する部分



万国橋通イメージ

歴史的なデザイン要素を現代的に再解釈して表現する部分
(外壁の真柱、開口率、垂直水平線のデザイン、軒轅の強調等)

面角の表情をデザインする部分

歴史的なデザイン要素を現代的に再解釈して表現する部分
(外壁の真柱、開口率、垂直水平線のデザイン、軒轅の強調等)

- 商業施設(予定)
- 住宅(予定)
- △ オフィス(予定)

西面道路イメージ

示す時点での図面であり、今後の検討により変更することがあります。 東京都市開発

B-2,3地区：景観計画2（万国橋通り側立面1/1000）

歴史的街並に対する基本的な考え方

■歴史的建造物を中心とした街並のまちの多様性との調和

- 1) 異種的な多様性のある、機械のまちの魅力を生み出す要素の一つとして、地域に調和するデザインを目指す。
- 2) 歴史的建造物との調和を図り、過去の建築と現代の新しい建築が各々の時代を表しながら調和し、和約で質の高い街並みの形成を目指す。

都市景観形成に対する基本的な考え方

■歴史的建造物をワリスムから視認上軽視してデザイン

- 1) 高層部のセッタバックスや壁により、旧生糸検査所の軒線を隠さずなど、街の空間の構造性を大切にしたデザインを目指す。
- 2) 旧生糸検査所や万国橋ビルのレンガストリートで、リズムある立面の特性を活かしたデザインを行う。

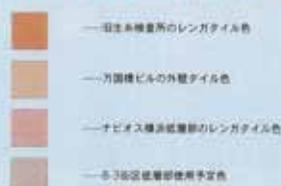
■新素材材料の組み合わせによる現代的なデザイン

- 1) 低層部は、旧生糸検査所や万国橋ビルに使用されている、象徴的材料であるレンガやレンガタイルと、色彩的にも素材的にも調和する材料を中心に用いる。
- 2) 高層部は、現代的な材料であるガラス、アルミを中心に行い、既存の形態・素材の調和によって街並みの形成を図る。

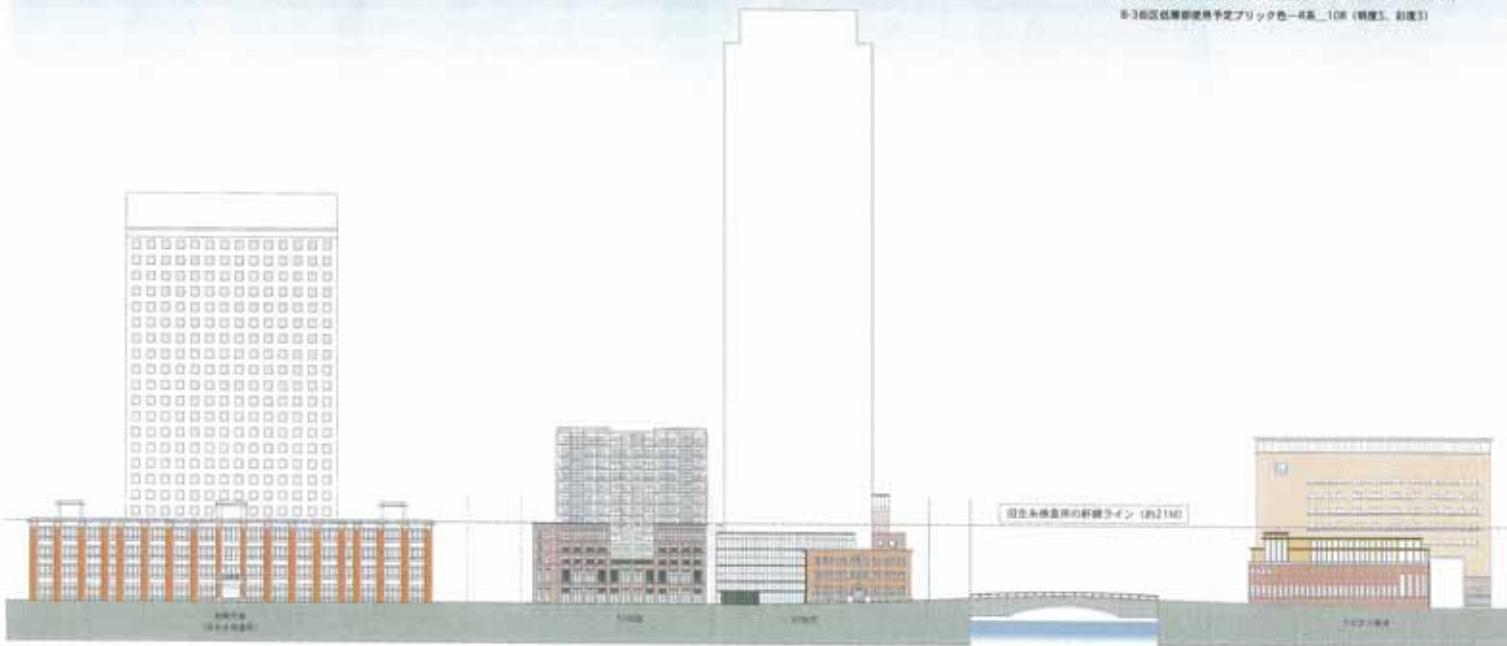
■地盤全体の平面：連携に配慮した色調

- 1) 低層部は旧生糸検査所や万国橋ビルなどの特徴的なブリック色に統一する色調のデザインを行う。
- 2) 高層部は北仲ホワイト色を基調とし、アルミやタイル、ガラスによる、趣やかなデザインを行う。

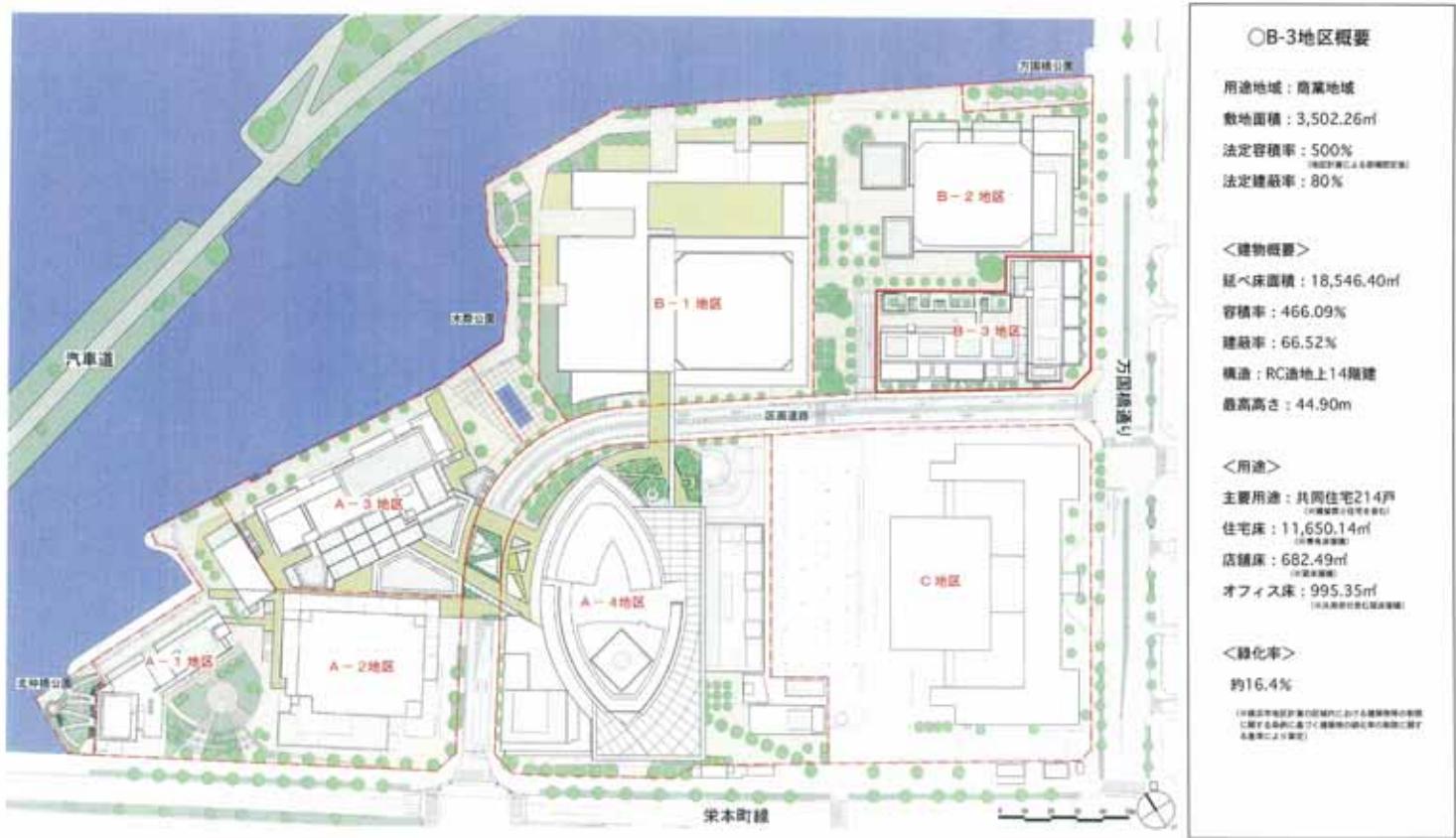
■歴史的建造物や隣接する街と調和するカラースケール



ガイドライン参考資料の北仲ブリック色一覧表 (精度3~6, 調度3~6)
B-3地区(既存)使用予定ブリック色一覧表_108 (精度3, 調度3)



※現時点での図面であり、今後の検討により変更することがあります。 URB都市機能



当現時点での図面であり、今後の検討により変更することがあります。

B-3地区：建物デザインの考え方（北仲通北地区デザインガイドラインとの整合）

● B-3地区の建物デザインの考え方

- 1) - 地区計画に定められた壁面苔覆の制限に従い、2.1mに軒轅ラインを設定し上部はセットバックする。
- 2) - 2.1mの軒轅ラインをボリュームとデザインの分離ラインとする。
- 3) - 2.1m以下の低層部分は開内地区の歴史性を継承した壁面なデザインとする。2.1m以上のセットバックした部分はみなとみらい地区や水際街の建物の現代的なデザインに通じるとともに、庄迫感をなくす軽やかなデザインとする。
- 4) - 万国橋通りに面するファサードは、通りの連続性に配慮し、旧生糸検査所や万国橋ビルの特徴的な特徴（シンメトリー、構造体のリズム、窓割り）を再構成し、現代的な要素を取り入れたデザインとする。また、区画道路に面するファサードは、万国橋通りと連続性のあるものとする。
- 5) - 歩道に面した1階部分は、店舗、事務所エントランス、住宅エントランスのガラス張を中心とした軽わいを演出する。

<万国橋通り面ファサード>



● 横浜市景観計画一「開内地区全域の景観形成基準の<外壁>（ヒ）「共同住宅のバルコニーは柱の面から突き出ししない形態とすること」への対応

○北仲通り北岸特定地区（都市景観協議地区）の行為指針イ（エ）a及びdにより、「低層部と高層部は形態の分離を行ったうえで、高層部分については庄迫感を軽減するため、壁面後退やガラス張の軽い素材を用いるなど、低層部とのデザインを切り替える工夫をする」こととされている。

○このことより、2.1mの軒轅ラインより高層部分については、アルミパネル、ガラスパネル、ルーバー等の素材を用いることにより、繊細かつ軽やかな、庄迫感を軽減したファサードデザインとした。

○また、横浜市開内地区の景観形成基準の教旨を踏まえ、バルコニー形態については、スラブラインとマリオンの格子状フレームとして表現し、生活感を露出させないよう工夫した。更にアルミ、ガラス、タイル等さまざまな軽い素材を使用することにより、軽快感を表現した景観形成基準に沿うものとした。

● 北仲通北地区デザインガイドラインとの整合状況

| <Code4-栄本町線・万国橋通り沿い低層部のデザインコード>抜粋 | | B-3地区の方針 |
|-----------------------------------|--|---|
| 規範 | デザインコード | |
| | ・開内地区や地区内の歴史的建築物との連続性を感じられる街並みを創出する。 | ・開内地区の壁面性や旧生糸検査所の軒轅等のデザインの特徴を踏まえ、面積の連続性に配慮する。 |
| | ・地区的歴史的建築物の1.4～2.1mの軒を継承し、新たな建築内デザインを用いて野の表情を描画する。 | ・旧生糸検査所と同じ高さ約2.1mに軒轅をつくり、高層部とのデザインの切換ラインとして強調する。 |
| | ・自然素材による壁面の存在感を重複しつづけ、地区的歴史的建築物から抽出した、中低度以下の落ち着いた色彩を基調とし、地区的特色を生み出す。 | ・低層部は旧生糸検査所や万国橋ビルと調和する。中低度以下の落ち着いた色彩を基調とした、レンガ調タイル、石等の自然素材を用いる。 |
| | ・西面系面張を踏襲し、開内地区から連続した、洗練された心地よいにぎわいを創出する。 | ・通りに面した1階に店舗を設定した振段床を設け、歩道空間の賑わいを演出する。 |

<Code5-区画道路沿い低層部のデザインコード>抜粋

| <Code5-区画道路沿い低層部のデザインコード>抜粋 | | B-3地区の方針 |
|-----------------------------|--|---|
| 規範 | デザインコード | |
| | ・栄本町線・万国橋通り沿いの低層部との連続性を感じられる街並みを創出する。 | ・万国橋通り沿いの意匠と連続的なデザインとする。 |
| | ・自然素材による壁面の存在感を重複しつづけ、地区的歴史的建築物から抽出した、中低度以下の落ち着いた色彩を基調とし、地区的特色を生み出す。 | ・低層部は旧生糸検査所や万国橋ビルと調和する。中低度以下の落ち着いた色彩を基調とした、レンガ調タイル等の自然素材を用いる。 |

<Code2-補助ネットワークのデザインコード>抜粋

| <Code2-補助ネットワークのデザインコード>抜粋 | | B-3地区の方針 |
|----------------------------|--|---|
| 規範 | デザインコード | |
| | ・主導的な歩行者ネットワークを確立するものとして、区画道路歩道とバッジによる補助ネットワークを構成し、北仲地区独自の個性ある空間演出を行う。 | ・協議会による地区全体のデザイン調整を行い、歩道と区画道路の歩道空間を一括的に計画し繋がりなど空間演出を行う。 |
| | ・区画道路は、歩道空間地、車道・歩道の舗装を接え、統一的なデザインとする。 | ・協議会による地区全体のデザイン調整および様式化との協調を図る。具体的なデザインや舗装材料を決定する。 |
| | ・歩行者空堀の結節点には、それぞれ特色ある公園や広場を設置する。広場や公園に面して、軽やい面張や休憩施設を設け、にぎわいを創出する。 | ・区画道路と万国橋通りの交差点に面する敷地内に街角広場を設け、シンボルツリーやベンチなどのデザインにより、にぎわいを創出する。 |

<Code9-環境配慮のデザインコード>抜粋

| <Code9-環境配慮のデザインコード>抜粋 | | B-3地区の方針 |
|------------------------|--|--|
| 規範 | デザインコード | |
| | ・まとまりのある面開発であることを図る。地区全体として、面開発・緑化・植栽材・ヒートアイランド対策等において地域環境に配慮した特色あるまちづくりとする。 | ・地区全体の、面開発・緑化・ヒートアイランド対策等の方針に沿った環境配慮を行う。 |
| | ・各敷地単位でも、省資源・省エネルギーの推進、建物のロングライフ化、リサイクルの推進等により、環境に優しい建築とする。 | ・当地域においては、緑化率を15%以上とするほか、耐震構造SI（スケルトンフレーム）の導入により建物の耐久性を図る。（CASBEE-Hランク獲得を認定） |

北仲通
北地区

B-3地区：北仲通北地区デザインガイドラインとの整合状況

● 北仲通北地区デザインガイドラインとの整合状況

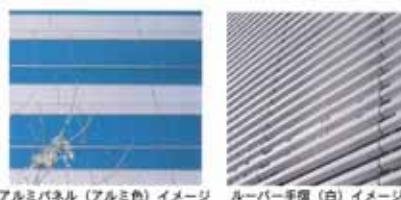
| <Code4-紫朱町線・万国橋通り沿い低層部のデザインコード>抜粋 | | |
|-----------------------------------|---|--|
| | デザインコード | B-3地区の方針 |
| 「基材の選定」 | ①JR線口部分(建築面積)は、主にタイル・レンガ等の自然素材を用いるものとする。 | - 低層部の壁面はレンガ調タイルを基調として用いる。 |
| ②ガラスは、透明白からブルー系を中心とするものとする。 | - 透明白からブルー系の壁の中から選択する。 | |
| 「色彩の選定」 | 自然素材を用いる壁面については、北仲通北地区としての特性を生み出すため、既存の壁面の既存物の色味を基調とする。 | - 低層部は既存の外壁材や万国橋ビルと調和する。半明度以下の落ち着いた色調を基調とした。シンガ調タイガ等を用いる。 |
| 4.テクスチャ | 自然素材の選定については、既存テクスチャが半透明になりすぎないように工夫する。 | - 基材側のあるレンガ調タイルを選定し、直角や貼り方等の壁面に留意する。 |
| 5.窓口部 | ①既存壁面の立派な外観に対する対応部の仕事は、一層と2f以上の部分を引き締めとする。(既存瓦屋根については、2f以上Fの仕事の位置に対する対応部の仕事は40%以下とする。) | - 既存窓や内窓の仕事率(高さ2f以上)は約39.4%、その他の内窓の窓口部の仕事率(高さ2f以上)は約2.7%としている。 |
| | ②窓口部もしくは既存窓の主要な形状は、道路に水平もしくは垂直とする。(①窓口部は歩行環境に配慮し、通常な開口を抜けたデザインとする。ショーウィンドウ、複数両面など。) | - 北壁の通りとする。 |
| 6.軒をくくるデザイン | ①既存外壁面の軒(高さ約2fの位置)、万国橋北側の軒(高さ約1.4mの位置)、万国橋北側の軒(高さ約1.7mの位置)の作例を踏まえ、新たに付ける建築物においても、その低層部においてそれらの軒の意匠を踏まえ、軒法の統一感を創出する。 | - 1階の既存軒はガラス面の軒口をなるべく大きく取り、軒垂張の無いものを実現する。 |
| | ②軒垂張の高さは、高さ約1.4m以下の既存軒の軒(高さ約1.4mの位置)、高さ約1.7mの既存軒の軒(高さ約1.7mの位置)に近づかわる軒の高さから30センチ以上それを軒の高さに控げる。 | - 既存軒より軒より上部の主要な軒口についても、軒より下部の軒の意匠とはこれにかかる軒の意匠よりスタートルス以上と決まり、また軒より下部の軒の意匠とは軒材や瓦面を変えることで、軒の意匠を強調する。 |

| <Code5-1区画道路沿い低層部のデザインコード>抜粋 | | |
|------------------------------|--|---|
| | デザインコード | B-3地区の方針 |
| 「基材の選定」 | ①JR線口部分(建築面積)は、主にタイル・レンガ等の自然素材を用いるものとする。 | - 低層部の壁面はレンガ調タイルを基調として用いる。 |
| ②ガラスは、透明白からブルー系を中心とするものとする。 | - 透明白からブルー系の壁の中から選択する。 | |
| 「色彩の選定」 | 自然素材を用いる壁面については、北仲通北地区としての特性を生み出すため、既存の壁面の既存物の色味を基調とする。 | - 低層部は既存の外壁材や万国橋ビルと調和する。半明度以下の落ち着いた色調を基調とした。シンガ調タイル等を用いる。 |
| 4.テクスチャ | 自然素材の選定については、既存テクスチャが半透明になりすぎないように工夫する。 | - 基材側のあるレンガ調タイルを選定し、直角や貼り方等の壁面に留意する。 |
| 5.窓口部 | ①既存軒もしくは既存の主要な軒口は、道路に水平もしくは垂直とする。(①既存軒は歩行環境に配慮し、通常な開口を抜けたデザインとする。) | - 既存の通りとする。 |
| | ②1階の既存軒はガラス面の軒口をなるべく大きく取り、歩道空間の面取りを実現する。 | - 1階の既存軒はガラス面の軒口をなるべく大きく取り、歩道空間の面取りを実現する。 |

| <Code2-補助ネットワークのデザインコード>抜粋 | | |
|----------------------------|--|--|
| | デザインコード | B-3地区の方針 |
| 1.直角接続歩道 | ①相距2.5mの歩道に沿って、2mの歩道計容地を設ける。(IC地図を聞く) | - 直角の通りとする。 |
| | 歩道計容地を、歩道および歩道の端面を石目に取ることで、既一般デザインの歩道端面を形成する。 | - 歩道について既存歩道と並置の上、建築面を決定する。 歩道計容地については歩道計容地の端面との距離を考慮するとともに部分的にアカセントを加え柔軟性化も図る。 |
| 2.パリセージュ | ②既存歩道の走行方向、歩道を歩道が構成する斜面については、複屈折、変性を確保しつつ、安全かつざらりの連続性に配慮したデザインとする。 | - 直角地図の間に設けるパリセージュについては既存空間一帯バイパスを既存空間へ通り抜けの場所と、空間の変化を楽しめる動線とする。 |
| | ③既存内部から歩道間に通り抜ける歩行者ネットワークとして「パリセージュ」を設け、安心の渋谷の空間を図る。 | - 既存地図の間に設けるパリセージュについては既存空間一帯バイパスを既存空間へ通り抜けの場所と、空間の変化を楽しめる動線とする。 |
| | ④パリセージュは、正面な歩道空間よりスケールの小さなものとし、建物や既存の壁等との間に設けるパリセージュについては既存空間として特徴を持たせる。 | - B-3地区北の間に設けるパリセージュについては既存空間として特徴を持たせる。 |

| <Code9-環境配慮のデザインコード>抜粋 | | |
|------------------------|---|---|
| | デザインコード | B-3地区の方針 |
| 「既存の具体的な方針」 | ・既存の既存化を推進するための様々な手法を導入し、既存比率は、「構造面の環境をつくつ育てる年数」に据じて標準である5%を上回る15%を地区全体で確保することを目指す。 | - 構造の総合化、既存化化、東側緑化、南側や東側による既存を行いつの15%以上の目標を確実にする。 |
| 2.既存面に接する具体的な方針 | ・既存軒の高さ約2fの位置に既存から約45センチ突出した軒を建設的につくる。 | - また既存軒や既存軒に接して既存の既存化を実現する軒壁等をもとに既存化する。 既存軒の既存化の既存面についても、可能なら既存の既存化により既存する軒壁等も既存の既存化の既存に接して。 |
| 3.ヒートアイランド緩和に接する具体的な方針 | ・ヒートアイランドの緩和に接するため、既存化、既存の木工を行う。 ・地区内外の既存空間に接する既存を減らすための木工を行う。 | - 歩行者空間に接して既存や既存を設ける。 |
| 4.資源・エネルギー効率化 | ・省資源、省エネルギーの推進 - 建物のロングライフ化 - リサイクルの推進 | - 都市機械型リサイクル(スケルトンインフィル)の導入による既存の既存化を図る。 - 路側井戸既存既存既存の既存。 - 給排水型既存の既存。 - ピックアーム付き介電電池の既存。 - LED照明の既存。 |
| 5.大阪府道・駅舎への軒渡 | ・大阪府道の既存や既存の既存に接する。 | - 駅舎は既存入口を既存外景を軒渡して深い駅舎の既存に接する。 |
| 6.タウンマネジメントにおける環境配慮 | | - タウンマネジメントで既存環境配慮の内容については、今後実験会で検討する。 |

B-3地区：景観計画1（万国橋通り側立面）

北仲通
北地区

アルミパネル（アルミ色）イメージ ルーバー手摺（白）イメージ

上層部ファサードのデザイン

色調：白中心
(国内外地区景観計画第2-3-(1)-ア 第表1の白・オフホワイト明度9.0～10.0、純度0～2.0の範囲内とする)

素材：アルミ、ガラス、タイル、漆喰
デザインイメージ：軽快、繊細、格子

デザインの切替えと軒線の強調（約21m）
(形態・意匠の分節)

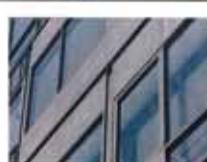
下層部ファサードのデザイン

色調：ブリック色中心
(国内外地区景観計画第2-3-(1)-ア 第表1の中明度、明度3.0～5.3、純度0～4.0の範囲内とする)

素材：ブリック調タイル、ガラス、スチール
デザインイメージ：重厚、骨太、健剛



ブリック調タイルイメージ



金属パネルレイメージ

みなとみらい地区につながる軽やかさ
国内外地区の歴史性

アルミハニカムパネル手摺

PCフレームの分節によりスカイラインに変化を持たせる

バルコニーの外にPCの格子状フレームを設け、
インナーバルコニーとしての性格を持たせるアルミパネルやルーバー等の手摺用いて、住宅内部が見
えにくく、かつ圧迫感のない軽快なデザインにする

地蔵けタイルACE

アルミハニカムパネル小窓

アルミパネル

附着性フッ素樹脂塗装

ルーバー手摺（D）

消音遮熱メッキリン鋼板埋
パネル芯

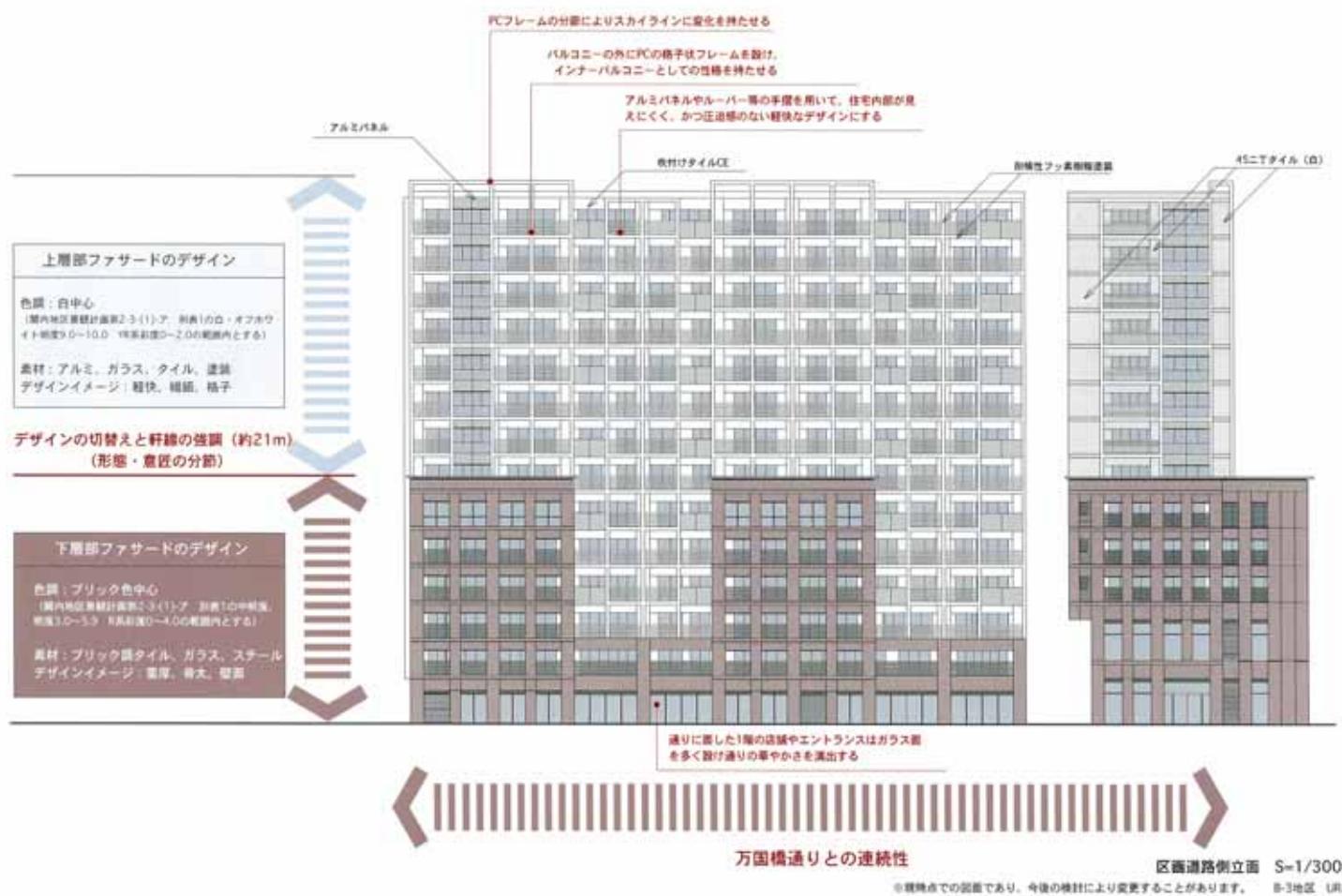
ルーバー手摺（レンガ色）

ルーバー（レンガ色）

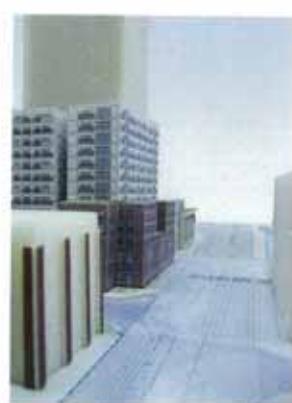
床下型縦
消音遮熱メッキリン鋼板埋通りに面した店舗はガラス面を多く設け
通りの華やかさを演出する

万国橋通り側立面S=1/300

示現時点での図面であり、今後の検討により変更することがあります。 B-3地区 U-R都市指標



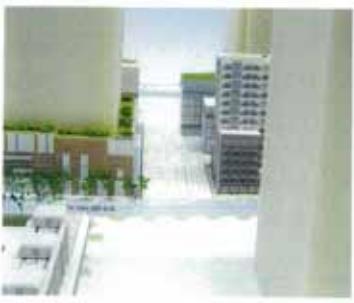


万国橋付近より万
国橋通りを見る

万国橋通りを見る



上空よりB3街区を見る

対岸よりB-2,B-3
街区を見るB2街区の広場を
見る

歩行者デッキ付近より区画道路を見る



見通し景観線に沿ってみなとみらい方向を見る

資料3-1

◇B-3 地区に関する都市景観協議の方針について

| 都市景観協議地区行為指針 | | 事業者（都市機構）の対応（要約） | 協議の方針 |
|---------------|--|---|--|
| 歩行者空間及び区画道路沿い | 閑内地区全体 | 北仲通北準特定地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は多様な魅力を持つ連続した歩行者空間の形成を図る。 ・「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩道状空地を歩道等と一体的に利用出来るしつらえとする。 ・歩道状空地を歩道等と一体的にデザインする。 |
| | 交差点に接する角地や街角では、ゆとりある空間を創出し、誰でも憩える場となるようデザインする。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・万国橋通りと区画道路との交差点に面する敷地コーナー部分には、北仲通北地区のエントランスの一つとして街角広場を設け、ベンチ、植栽などを配置する。また、商業施設の前面空間もデッキスペースやベンチ等により憩いの空間とする。 |
| | 敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・万国橋通りから隣接するB-2地区的広場に通じる歩行者動線を設ける（「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」） |
| 建築物の外観について | 歴史的建造物との調和を図る。 | 万国橋ビルのファサード等の復元など、馬車道から連続する万国橋通りの歴史を継承する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近接する歴史的建造物である合同庁舎（旧生糸検査所）及び万国橋ビルとの街並みの調和を図るために、軒線の継承を図り、また該歴史的建造物の持つリズムある立面の特性を生かした外観デザインとする。 |
| | 低層部と中層部のファサードを分節する。 | 万国橋通りに面する建築物は、概ね高さ21mの位置で分節化し、旧生糸検査所及び万国橋ビルと連続した街並みの形成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近接する歴史的建造物である合同庁舎（旧生糸検査所）及び万国橋ビルと連続した街並みを形成するため、概ね高さ21mで建物形態を分節する。 ・低層部と中低層部とは壁面後退や、軒線をデザイン的に強調したり、外壁の色・素材を変えることによりファサードの分節化を行い、旧生糸検査所及び万国橋ビルと連続した街並みを形成する。 |
| | 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。 | ・街並みと調和した色彩を用いる | <ul style="list-style-type: none"> ・分節化した位置より下の部分については、石材や質感のあるタイルを用いるとともに、外壁の色彩についても旧生糸検査所及び万国橋ビル（塗装面下の本来のタイルの色）の外壁の色彩との調和を図り、連続した街並みを形成する。 ・区画道路に面する建築物の低層部は、それぞれ栄本町線及び万国橋通りに面する建築物の低層部と連続した街並みの形成に配慮した素材や色彩等とする。 |
| | ・高さが31mを超える建築物は、歩行者への圧迫感を軽減するため、高層部のデザインを工夫する。 | ・31mを超える住宅は、中層部、高層部を塔状にするなど、適切な隣棟間隔を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分節化した位置よりも上の部分は壁面後退させ、白を基調とした色調や繊細なフレームデザインにより圧迫感を軽減するデザインとし、ガラスやアルミニなどの軽快な素材を用いて低層部とデザインを切り替える。 |
| | ・閑内地区に相応しい都心型住宅を創る | ・栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようデザインを切り替える、「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から屋上設備が見えないよう工夫する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区画道路に面する建築物は、分節化する高さや外壁素材について万国橋通りの街並みとの連続性に配慮する。 ・1階部分には住戸を設げず、分節化した位置より低層の部分についてはインナーバルコニーにより生活感を露出させない設計とした。また、高層の部分については、歴史的建造物との対比性を図り、軽快感を演出し、生活感を露出させないものとするため、ボリューム感のある柱が露出しないインナーフレーム構造とし、バルコニー外側にはアルミニなど軽い素材による格子状のフレームを設ける工夫を行った。 ・低層部の頭頂部は、ユーニス等を設けずシンプルな形態とし、旧生糸検査所、万国橋ビルと明確な区分を行う。また、屋上に設ける設備についても、「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から見えないような工夫を行う。 |

| 都市景観協議地区行為指針 | | 事業者（都市機能）の対応（要約） | 協議の方針 | |
|--------------|--|--|--|--|
| 関内地区全体 | | 北仲通北準特定位地区 | | |
| 商業・業務通り機能沿いの | <ul style="list-style-type: none"> 「関内地区的各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する低層部や空地には楽しい活動や多様な機能を配置する。 「関内地区的各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面して多様な機能を配置する場合は、室内の中の様子をうかがえる形態意匠とする。 低層部と外構を魅力的にデザインする。 | <ul style="list-style-type: none"> 「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の2階以下の部分に業務・商業など都心地区に相応しい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 万国橋通りに面する低層部（1階）は、原則として商業施設を配置し、賑わい形成を図る。 万国橋通りに面する低層部はなるべく大きなガラス面の開口部を設けるなど、店舗内の様子が分かる開放的な設えとする。 万国橋通りに面する低層部の前面にはテラスエリアを設けるなど、建物内部との一体的な利用に配慮したデザインとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 万国橋通りは馬車道からみなとみらい21新港地区へ繋く幹として、賑わい形成が積極的に囲れるよう、低層部や空地に楽しい活動を演出する多様な機能を配置して下さい。 導入する業務・商業施設などは、歩道状空地と一緒にした店舗計画にするなど、店舗と通りが一体的・連続的な賑わいとなるようデザインして下さい。 |
| 駐車場・駐輪場 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場や駐輪場はデザインを工夫する。 駐車場出入り口は人通りの多い通りを避ける。 商業・業務は駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場への出入り口等、歩道を車両が横切る部分については、デッキの設置やその他の方法により、歩行者が安心して通行できる空間とし、街並みや賑わいの連続性を阻害しない工夫をする。 青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」や公園・広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。 歩行者空間や、「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 駐車場（機械多段式）は「歩行者ネットワーク」から望めない建物奥に計画しきつ外壁で囲む。屋上や壁面を緑化することで広場等からの良好な眺望に配慮する。 駐車場出入り口は、人通りの多い万国橋通りを避け、区画道路側に設ける。また出入り口にゲートを設ける等歩行者の安全確保を図るとともに、駐車場及び車路を露出させないよう工夫し、賑わいの連続性を阻害しないデザインとする。 駐輪場も建物ピロティ一部に設け、歩行者空間への露出を避ける。 商業・業務施設の施設用駐輪場を設け、通りの賑わいや通行を阻害しないものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> B-2地区側から望める部分の外壁面などは全面緑化を行うなどデザイン的な工夫を行ってください。 駐車場に連絡する車路の周囲には植栽を配置するなど、歩道などからの景観に配慮した計画を行ってください。 駐輪場は、歩道や空地から直接見えない位置とするが、植栽で隠すなどの配慮を行ってください。 |
| 緑化について | <ul style="list-style-type: none"> 街路樹など多様なスケールの緑を創出する。 店先や壁面、屋上の緑化を心がける | <ul style="list-style-type: none"> 「歩行者ネットワーク」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。 万国橋通りに面する敷地のうち、当該通りに接する部分の緑化は、既存の街路樹との連続性や歴史的建造物への見通し等の確保、超高层部部分による圧迫感の軽減が図れるよう植栽や緑化位置等を工夫する。 区画道路の歩道に面する敷地のうち、当該歩道に接する部分の緑化は、2列に植栽を施すなど緑豊かな空間を創出する。 屋上緑化などを積極的に使う。 | <ul style="list-style-type: none"> 万国橋通り及び区画道路沿いの敷地では高木・中木・低木等の多様なスケールで緑化を図り、万国橋通りでは既存の街路樹を補完するよう工夫する。 万国橋通り及び区画道路沿いでは商業施設前面に賑わいを阻害しない程度の緑化を図る。また、建物屋上部分及び駐車場屋上部分での緑化を行う。 当地区的万国橋通りに接する部分の緑化については、公道内の既存のイチヨウウ木並木との調和に配慮した緑化を行う。 建物のセットバック部分や駐車場屋上部分などを活用し屋上緑化を積極的に使う。 | <ul style="list-style-type: none"> 北仲通北地区全体の緑化計画とあわせて当該地区の緑化に関する協議を引き続き行ってください。 街路樹のない区画道路側は、緑量を多くする方向で検討し、植栽、植栽位置などについても引き続き協議をしてください。 |
| 住宅・玄関・置き場 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅用途を設ける場合、「歩行者ネットワーク街路」の賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 住宅エントランス及びゴミ置き場は区画道路側に設け、ゴミ置き場については歩道から奥まった位置とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 北仲通北地区では、区画道路が「補助ネットワーク」として定められていることから、住宅エントランスやゴミ置き場は道路や歩道状空地などから直接みえないよう位置や植栽の工夫を行ってください。 事業者の対応方針に基づいて今後も協議を行う。 |
| 見通し景観 | | <ul style="list-style-type: none"> 「見通し景観線」に指定されている区画道路は、みなとみらい21地区への見通しの確保により、奥行きのある都市景観の形成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 区画道路沿いの低層部についても、道路境界から壁面後退するとともに、さらに高層部を低層部よりも後退させることにより、みなとみらい21地区への見通しを阻害しないものとした。 | |
| 案内サイン等 | <ul style="list-style-type: none"> 地区や通りごとの個性的創出 | <ul style="list-style-type: none"> 「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行できるようなユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。 「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 万国橋通り沿い及び区画道路沿いの歩行者空間においては、ユニバーサルデザインの導入に努め、馬車道との関係性や、建物低層部の商業施設との一体性に配慮したデザインとする。 万国橋通り沿い及び区画道路沿いの歩行者空間に設ける案内サインについては、今後再開発協議会におけるデザイン検討を経て、北仲通北地区として質の高い統一感のあるデザインとする。 落ち着きのある夜間の街路景観を形成するため、万国橋通り及び区画道路沿いの屋外照明については、光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮する。（北仲通北地区全額で照明についての調整を行う。） | <ul style="list-style-type: none"> 詳細な計画について、今後も協議をしてください。 |
| 照夜間景観 | <ul style="list-style-type: none"> 夜間景観の形成、照明計画の工夫 | | <ul style="list-style-type: none"> 街路に直接面して設ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。 | |
| 屋外広告 | <ul style="list-style-type: none"> 秩序ある広告景観を形成する 質の高い広告とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、汽車道又は大人橋の「眺望の視点」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は街路からの景観を阻害しない位置、大きさ、色彩とする。また、屋外広告のため大きな音を出すことは避ける。（北仲通北地区全体で広告サインについての調整を行う。） 屋外広告物は外照式を基本とし、広告面の背景色は街並みに配慮した配ととする。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物については、北仲通北地区全体でコントロールしてください。 屋外広告物を設置する際には、馬車道や水際線プロムナードとの連続性を考慮し、これらの魅力的な歩行者空間の創出を妨げない、質の高い落ち着いた広告景観を形成してください。 |

| 都市景観協議地区行為指針 | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|
| 関内地区全体 | 北仲通北準特定地区 | 事業者（都市機能）の対応（要約） | 協議の方針 |
| マ エ リ ア ジ メ ン ト | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造活動の奨励 | <p>・専門的かつ客観的な意見を取り入れながらエリアマネジメント活動を行うことにより、質の高い業務・商業や、住宅機能、多様な機能により構成された都心地区に相応しい魅力づくりと周辺の商店街と一緒にとなった賑わい形成を図る。</p> <p>・馬車道創造界わいの形成を推進するため、創造界わい産業の活性化に貢献する機能を適切に配置し、地区全体の魅力を創造する。</p> | <p>・エリアマネジメント活動に関連して、北仲通北地区再開発協議会においてタウンマネジメントによる調査等を通じて現在内容を検討中であり、北仲通北地区とした一的な賑わい形成を図る。</p> <p>A-4地区において、旧帝蚕倉庫を保全活用した（仮称）アジアデザインマネジメントセンターの設置に向けた検討を、今後北仲通北地区再開発協議会として進め、文化芸術創造活動の拠点とする。</p> <p>・エリアマネジメントには外部専門家の導入なども検討してください。 「周辺の商店街と連携したエリアマネジメントを展開してください。」</p> <p>・各地区に文化芸術創造活動の拠点又は支援となる施設の誘致などを積極的に進め、北仲通り北地区の魅力向上を図ってください。</p> |

北仲通北地区 B-3地区 地区計画：形態意匠制限への適合状況

| 北仲通北再開発等促進地区地区計画の抜粋 (形態意匠の制限) | B-3地区における適合状況 |
|--|---|
| 1. 建築物等の地上から高さ31m以下の部分の形態及び意匠は、みなと横浜の歴史的、地域的特徴を考慮し、地区全体として区域内及び周辺の歴史的建造物や街並みと調和のとれたものとするために、次に掲げる事項に適合するものとする。ただし、より魅力ある景観を形成するものとして必要であると市長が認めた場合はこの限りではない。 | |
| (1) 建築物の栄本町線又は万国橋通りに面する部分の屋根、外壁及び柱は、計画図に示す旧生糸検査所、旧帝蚕倉庫及び旧帝蚕事務所ビルのレンガ調の外観を持つ歴史的建造物やその他の建築物と一緒に形成される歴史的景観と調和した街並みを形成するため、基調となる素材を揃えるなどとした形態及び意匠すること。 | 万国橋通りに面する当地区的建築物において、概ね高さ21mで形態の分節を行った位置より低い部分については、石材や質感のあるタイルを用いるとともに、外壁の色彩についても旧生糸検査所及び万国橋ビル（塗装面下の本来のタイルの色）の外壁の色彩との調和を図り、連続した街並みを形成する。 |
| (2) 建築物の栄本町線又は万国橋通りに面する部分の外壁の面で道路境界線より15m以内に存する部分は、計画図に示す旧生糸検査所、旧帝蚕倉庫及び旧帝蚕事務所ビル等の歴史的建造物やそれらが形成する歴史的景観と連続した低層の街並みを形成するため、栄本町線に面するものは栄本町線、万国橋通りに面するものは万国橋通りに対して、概ね平行又は直角とすること。 | 万国橋通りに面する外壁については、万国橋通りに対して概ね平行又は直角としている。 |
| (3) 建築物の栄本町線又は万国橋通りに面する部分の外壁及び柱は、計画図に示す旧生糸検査所、旧帝蚕倉庫及び旧帝蚕事務所ビル等の歴史的建造物が創り出す景観と調和した低層の街並みを形成するため、歴史的建造物の軒の高さに配慮して外観を分節することや、地区全体として圧迫感を軽減するためにこれらの軒の高さより上部の部分の色調を工夫するなどとした形態及び意匠とすること。 | 万国橋通りに面する当地区的建築物は、概ね高さ21mを超える部分を壁面後退させるとともに、当該高さにおいて軒線をデザイン的に強調することにより分節化を図り、旧生糸検査所と連続した街並みを形成する。 |
| (4) 省略 | |
| (5) 建築物の屋根、外壁及び柱並びに工作物の色彩は、次のいずれかに掲げるものとすること | |
| ア マンセル表色系で色相を赤(R)系、黄赤(YR)系又は黄(Y)系で、彩度4以下若しくは無彩色を基調とするもの。 | 当地区的建築物において、概ね高さ21mで形態の分節を行った位置より低い部分については、外壁のタイル等をR系とし、10R(明度5、彩度3)を基調色とする予定。 |
| イ レンガ等の地区又は周辺地区の個性にあつた材料を使用した場合でその色彩が周辺の景観と調和していると市長が認めたもの。 | |

| | |
|--|--|
| <p>(6) 計画図に示す視点場から港への見通し景観又は横浜ランドマークタワーへの見通し景観を確保するよう、建築物等の配置を工夫し、透過性が高く、港又は横浜ランドマークタワーへの見通しを阻害しない形態及び意匠とすること。</p> | <p>当地区の建築物において、区画道路に面する<u>低層部</u>については<u>道路境界から壁面後退をするとともに、さらに高層部を低層部よりも後退させることにより、横浜ランドマークタワーへの見通しを阻害しないものとした。</u></p> |
| <p>(7) 計画図に示す視点場から港への見通し景観を魅力的なものとするため、当該見通し景観を構成することとなる建築物等の外壁の形状や仕上げを工夫するなど、歩行者の視線を港へ誘導する形態及び意匠とすること。</p> | |
| <p>2. 地上からの高さが31mを超える建築物等の形態及び意匠は、次に掲げる事項について地区内の景観が一体的に計画され魅力ある景観の創造に総合的に寄与するものであると市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で認めたものとする。</p> | |
| <p>(1) 地上から高さ31m以下の部分の形態及び意匠が、前項の規定に適合すること。</p> <p>(2) <u>地上から高さ31mを超える部分の形態及び意匠が、次に掲げる事項に適合すること。</u></p> | <p>前項の規定に適合している。</p> |
| <p>ア 省 略</p> <p>イ 省 略</p> | |
| <p>ウ 計画図に示す旧生糸検査所、旧帝蚕倉庫及び旧帝蚕事務所ビル等の歴史的建造物を中心に形成する低層の歴史的景観と街並み全体として調和し、かつ、地区内や周辺地区の低層の街並みの連続性を高めるために、前項1号の規定に基づく形態及び意匠の部分の色彩よりも明度が高い色彩を基調とすること。</p> | <p>万国橋通りに面する当地区的建築物の概ね高さ21mで分節化した位置よりも上の部分は壁面後退させ、白を基調とした色調や繊細なフレームデザインとすることにより圧迫感を軽減するデザインとし、ガラスやアルミなどの軽快な素材を用いて低層部とデザインを切り替える。</p> |
| <p>3. 省 略</p> | |
| <p>4. 省 略</p> | |